

土岐市地籍図根点等保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき土岐市が設置した地籍図根点及び測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき国土地理院が設置し、土岐市が移管を受けた街区基準点（以下「地籍図根点等」という。）の一般的取扱い及び保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地籍図根点 国土調査法第2条第1項第3号に規定する地籍調査に伴い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。）に基づいて、土岐市が設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び地籍細部図根点をいう。
- (2) 街区基準点 国土調査法第2条第1項第1号の規定により実施された都市再生街区基本調査に伴い、都市再生街区基本調査作業規程（国土国第111号平成16年7月1日付け国土交通省土地・水資源局長通知）に基づいて国土地理院が設置し、土岐市が移管を受けた街区三角点、街区三角節点、街区多角点、街区多角節点及び街区補助点をいう。
- (3) 測量 測量法第3条に規定する測量をいう。
- (4) 測量の記録及び成果 運用基準第19条第1項に規定する記録及び成果をいう。

(保全の主体)

第3条 地籍図根点等の保全の主管課は、建設水道部建設総務課とする。

一部改正〔平成24年告示43号・29年32号・30年147号〕

(地籍図根点等の使用の承認等)

第4条 測量を実施するために地籍図根点等を使用する者は、あらかじめ地籍図根点等使用承認申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、地籍図根点等使用承認書（別記様式第2号）により、使用の承認を受けるものとする。

- 2 地籍図根点等を使用する者は、地籍図根点等使用承認書を常時携行し、提示の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。
- 3 測量を実施した者は、地籍図根点等使用報告書（別記様式第3号）により、使用結果を報告しなければならない。

(工事施工の協議)

第5条 工事主が、次の各号のいずれかに該当する工事を行うときは、あらかじめ工事施工届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 掘削底面の地籍図根点等寄りの端から上方45度の線の内側に地籍図根点等及び地籍図根点等保護構造物（以下「地籍図根点等及び構造物」という。）が入る掘削を伴う工事
- (2) 地籍図根点等及び構造物から半径10メートル以内で実施する杭打ち又は杭抜き等地盤へ振動を与える工事
- (3) その他地籍図根点等及び構造物の効用に支障をきたすおそれのある工事

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と地籍図根点等の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点又は市長が指示する測量資料
- (3) 現況写真（地籍図根点等、地籍図根点等周辺及び全引照点を確認できるもの）

3 工事が完了したときには、工事主は速やかに工事完了報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 地籍図根点等及び構造物の異状の有無を確認できる測量資料、又は地籍図根点等の保全に必要な点検測量等の成果

5 市長は、地籍図根点等及び構造物の確認をし、確認結果通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（一時撤去）

第6条 工事主（地籍図根点等の設置されている土地若しくは建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）が、地籍図根点等を一時的に撤去する必要があるときは、あらかじめ市長に地籍図根点等一時撤去承認申請書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、地籍図根点等一時撤去承認書（別記様式第8号）により通知するものとする。

3 土地所有者等の都合により地籍図根点等を一時撤去する必要があるときは、土地所有者等は、地籍図根点等一時撤去請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 第1項の申請書又は前項の請求書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と地籍図根点等の位置関係を明示したもの）
- (2) 現況写真（地籍図根点等及び地籍図根点等周辺を確認できるもの）

(移転)

第7条 工事主の都合により地籍図根点等の移転を求めるときは、あらかじめ市長に地籍図根点等移転請求書(別記様式第10号)を提出しなければならない。

(復元)

第8条 工事主は、工事又は一時撤去によりその効用に支障をきたしたときは、当該地籍図根点等を従前と同一の構造で復元し、必要に応じて測量の記録及び成果を修正するものとする。この場合において、同一の構造による復元が不可能な場合は、市長と協議のうえ変更することができる。

2 工事主以外の者が、故意又は過失により地籍図根点等及び構造物を滅失又はき損した場合は、前項を適用する。

(復元工事の施工者)

第9条 地籍図根点等及び構造物を復元する工事(以下「復元工事」という。)は、その原因者が行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市が行うものとする。

(1) 地籍図根点等の一時撤去が、土地所有者等からの請求であるとき。

(2) 地籍図根点等の移転が、土地所有者等からの請求であるとき。

(3) 工事主による復元工事が困難であると認めたとき。

2 復元工事に伴う測量を実施する者は、原則として測量法第48条第1項に規定する測量士又は測量士補で、測量法第33条第1項に規定する作業規定に基づく公共基準点測量の経験を有する者のうちから選定するものとする。

3 工事主は、偏心法による移動により復元を図る場合は、市長と協議のうえ施工者を決定するものとする。

4 市長は、測量の記録及び成果の点検をするものとする。

(復元工事及び測量)

第10条 工事主は、復元工事を実施するときは、あらかじめ市長に地籍図根点等復元工事施工承認申請書(別記様式第11号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、地籍図根点等復元工事施工承認書(別記様式第12号)により通知しなければならない。

3 工事主は、復元工事が完了した場合は、速やかに地籍図根点等復元工事完了届出書(別記様式第13号)を提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をしたときは、確認結果通知書(別記様式第14号)により通知するものとする。なお、市長の承認が得られないときは、直ちに補修して再確認を受けなければならない。

5 工事主は、前項届出書に復元工事の工事実施状況（品質、出来高、工程等）を明らかにする状況写真を添付するものとする。

6 復元工事に伴う測量は、測量法、国土調査法、準則及び運用基準に従い行わなければならない。

（費用負担）

第11条 地籍図根点等の復元工事に要する費用については、原則として工事主の負担とする。ただし、次の各号に該当する場合は市が負担するものとする。

（1）地籍図根点等の一時撤去が、土地所有者等からの請求であるとき。

（2）地籍図根点等の移転が、土地所有者等からの請求であるとき。

（3）市長が工事主の負担を適当でないと認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第43号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第32号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日告示第147号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。